六十六、株式会社渡辺製綿所に対する件

昭和四十三年(排)第六十三号

排除命令

山形県山形市双月町二丁目三番十号

株式会社渡辺製綿所

右代表者 代表取締役 渡辺国吉

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、株式会社渡辺製綿所は、昭和四十三年一月上旬から同年四月末日までを売出期間とする「寝具類」の取引に関するビラの配布を受けた一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、同社が「明治百年祭記念夏の北海道があなたを招く」と称して取引をしようとした「寝具類」の単品売りの通常小売価格の合計は、二万四百八十円であり、販売価格三万四千八百円のなかには当該北海道観光旅行に要する経費一万五千円が含まれているものであつて、当該北海道観光旅行は招待旅行ではないことを広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二、同社は、今後、「寝具類」の取引に関し、ビラ、ポスターその他これらに類似する物による広告をするときは、本件事実

と同様の記載をすることにより、当該商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される広告をしてはならない。

三、同社は、第一項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

株式会社渡辺製綿所(以下「渡辺製綿所」という。)は、肩書地に主たる事務所を置き、綿、寝具その他の商品の卸売および小売業を営む事業者である。

渡辺製綿所は、昭和四十三年一月上旬から同年四月末日までを売出期間とする組ふとん一組、洋掛ふとん一枚、百ミリ三ツ折マットレス一台および刈毛毛布一枚の四種を一組とする寝具類(以下「寝具類」という。)の販売について、昭和四十三年一月上旬ごろビラ(別添写)約五百枚を渡辺製綿所の取引先小売店を通じて、山形県その他の地区における一般消費者に配布した。

このビラにより、渡辺製綿所は、「明治百年祭記念夏の北海道があなたを招く」と称して、「寝具類」を三万四千八百円で購入した者に対し、昭和四十三年七月から九月までの間に、四泊五日の北海道観光旅行(山形―青森―函館―大沼―八雲―長万部―洞爺湖(泊)―オロフ峠―白老―登別(泊)―千歳―札幌―定山渓―喜茂別―長万部―函館―青森(泊)―山形)に招待する旨を表示している。

しかるに、渡辺製綿所が取引をしようとした「寝具類」の単品売りの通常小売価格は、「組ふとん」が一万五百円、「洋掛ふとん」が三千三百八十円、百ミリ三ツ折マットレスが四千八百円および刈毛毛布が千八百円(合計二万四百八十円)であり、これらをセットにした販売価格が三万四千八百円であるとは認められず、当該北海道観光旅行に要する経費(一万五千円)は、販売価格三万四千八百円のなかに含まれているものであつて、当該北海道観光旅行が招待旅行であるとは認められない。

よつて、渡辺製綿所は、その販売する「寝具類」の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消

費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、渡辺製綿所の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反する。

昭和四十三年十月十四日

公正取引委員会

委員長　山田精一

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子

別添写　省略